

半田市高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が高齢者を対象として、健康の増進と生きがいを高めるため、働く場所等を提供する業務に要する経費に対して交付する補助金に関して定めることを目的とする。

(補助金の交付申請)

第2条 センターは補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第3条 市長は、補助金交付申請書を受理したときには、その内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付の決定をするとともに、その旨センターに対して通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第4条 センターは、当該年度の終了後2ヶ月以内に実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(交付決定の取消し、又は補助金の返還)

第5条 市長は、センターが次の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

(1) この要綱及び補助金の交付の決定に付した条件、又は市長の処分に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(検査等)

第6条 市長は、センターに対して補助事業に関し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 センターは、当該事業にかかる収支を整理し、その証拠書類等は5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱で定めのない事項で、必要な事項については、市長が別に定めるものと

する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 3 月 4 日から施行する。